

## 天理市公募型プロポーザル等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市が実施する公募型プロポーザル方式による業者選定手続等についての調査並びに実施方式の明確化及びそのあり方の検討等を行うため、公募型プロポーザル等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 公募型プロポーザルに関する調査並びに実施方式の明確化及びそのあり方の検討
- (2) その他公募型プロポーザルに係る事業の実施に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。